

## 宝塚大学における公的研究費に関する不正防止計画

宝塚大学（以下「本学」という。）では、文部科学大臣決定による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「宝塚大学における公的研究費の不正使用防止に関する基本方針」に基づき、公的研究費の適正な運営・管理を行うため、次のとおり不正防止計画を策定し、実施する。

### I. 運営・管理体制

- ① 最高管理責任者：学長  
本学を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。
- ② 統括管理責任者：大学事務局長  
最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。
- ③ コンプライアンス推進責任者：各学部長、研究科長、専攻科長、各学科長、各事務部事務長  
各部局等における公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ。
- ④ コンプライアンス推進副責任者：コンプライアンス推進責任者が任命した者  
コンプライアンス推進責任者の指示の下、業務を行う。
- ⑤ 研究倫理教育責任者：各学部長、研究科長、専攻科長、各学科長、各事務部事務長  
各部局等における研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ。

### II. 不正防止計画

#### 1. 機関内の責任体系の明確化

不正を発生させる要因	防止計画
責任体系が明確でなく、公的研究費の運営・管理に関わる各責任者の責任意識が時の経過とともに希薄になってくる。	公的研究費の運営・管理に関わる各責任者が不正防止対策に関して学内外に責任を持ち、その役割、責任の所在・範囲と権限を明確化し、責任体系を学内外に周知・公表する。 学部長等会議で随時、責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。

#### 2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を発生させる要因	防止計画
公的研究費の事務処理手続きに関して、構成員のルールに対する理解度が低い。	事務処理手続きを記載した「宝塚大学 科学研究費補助金執行ガイドブック」を構成員に配布し、説明会の開催により、ルールの理解度を高め、適正な使用ルールの徹底を図る。

コンプライアンスに対する公的研究費の運営・管理に関わる構成員の意識が希薄である。	構成員へのコンプライアンス教育・倫理教育の受講を義務化し、コンプライアンス意識の向上を促す。 また、行動規範の周知を図る。
公的研究費が国民の税金によってまかなわれているという意識が希薄である。	「機関の規則等を遵守すること」、「不正を行わないこと」、「規則等に違反して、不正を行った場合は、機関や配分機関の処分及び法的な責任を負担すること」の旨を盛り込んだ誓約書を構成員に提出を求める。
不正使用に対して認識の甘さを持っている。	不正使用を行った場合は、調査委員会により調査を行う。調査の結果によって、私的流用などの行為が悪質と認められた場合には、告訴等も含めた厳しい処分を行う。

### 3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因	防止計画
不正防止計画を策定・実行したにもかかわらず、不正事案が発生する。	防止計画推進部署である法人本部事務局 財務課は、不正事案が発生した場合には、その調査によって明らかになった発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討する。その再発防止策に応じて、以後の不正防止計画の見直しを行う。

### 4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	防止計画
発注段階で支出財源の特定が行われていないことにより、予算執行状況が適切に把握できていない。	予算執行の状況を適切に把握するために、発注段階での支出財源の特定ができるように、説明会等で注意喚起を図るとともに、支出金額が3万円以上の場合は、事前承認を必要とする。
予算執行状況が適切に把握されていないため、年度末に予算執行が集中する。	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行う。そこで予算執行率の低い研究者に対しては、ヒアリングを行い、必要に応じて改善を求める。
取引業者が研究者または事務職員と密接な関係を持つことで癒着を生み、それによって不正な取引に発展する可能性を持つ。	取引額の大きい取引業者からは、不正経理等に協力しない旨の誓約書の提出を求める。 不正な取引を行った業者については、取引停止を行う。
出張の事実が不十分であるため、カラ出張や水増し請求を防止でき	出張報告書、領収書等の出張の事実が確認できるものの提出を義務化する。

ない。	出張報告書に、用務先を記載させ、追跡や確認が行えるようにする。 出張に関する事実が関係者、旅行代理店等の第三者によっても問い合わせ・確認ができるようにする。
発注物品の納品の確認・検収(特殊な役務を含む)が不十分なため、架空伝票操作による納品や預け金を防止できない。	公的研究費で購入したすべての物品(特殊な役務を含む)の事務職員による納品事実・立会い・検収の徹底を図る。
雇用契約者等の勤務時間の管理が厳密に行われていないため、実態の確認が行えず、カラ謝金を防止できない。	従事者本人から勤務状況の事実確認を必要に応じて行う。勤務時間管理が適切に行われているかどうかの確認ができるよう、方策を検討する。

## 5. 情報発信・共有化の推進

不正を発生させる要因	防止計画
相談窓口・告発窓口がわかりにくいため、不正が潜在化している。	相談窓口、告発窓口、告発者の保護について周知を図るためにホームページにて公表し、明確化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談窓口：法人本部事務局 財務課 TEL：06-6376-0902 FAX：06-6376-0904</li> <li>・告発窓口（内部）：法人本部事務局 総務部 TEL：06-6376-0853 FAX：06-6373-4829</li> <li>・告発窓口（外部）：公認会計士・税理士 水山 雅稔（水山公認会計士・税理士事務所） TEL：06-6793-7615 FAX：06-4303-5065 E-mail：mizuyama@way.ocn.ne.jp</li> </ul>
使用ルールの誤った解釈で予算執行される可能性がある。	相談窓口で研究者等からの相談や質問を受け付ける。受け付けた相談や質問で頻繁に起こる事項については、研究者等にフィードバックを行い、「宝塚大学科学研究費補助金執行ガイドブック」や本学規程等に盛り込み、経費の適正な執行を図る。 また、説明会等で構成員に対して使用ルールの周知を図る。

## 6. モニタリングの在り方

不正を発生させる要因	防止計画
不正発生要因に着目したモニタリングを行っていない。	<p>監査マニュアルを作成し、随時更新しながら関係者間で活用する。</p> <p>不正発生要因を除去するために、研究者と担当事務職員に対してヒアリングを行い、不正発生の要因となる乖離を把握し、必要に応じて使用ルールを見直していく。</p> <p>内部監査の実施にあたっては、会計書類の形式的要件や使用ルールとの照合を行い、監査の質を一定に保つ。</p> <p>定期的に内部監査を実施し、機関全体のモニタリングが有効に機能する体制になっているかなどのチェックを行うとともに、監査の効果が発揮できるよう、監事及び会計監査人（監査法人）と相互に連携する。</p>

### 附 則

この計画は平成 27 年 2 月 18 日から施行する。

これに伴って、宝塚大学 科学研究費補助金の不正防止計画は廃止する。

平成 27 年 9 月 2 日改定

令和 4 年 1 月 7 日改定